

サテライトオフィス等の設置支援に関する補助金

コロナ禍における社会経済活動に対応し、首都圏のIT企業が地方に拠点を構える動きがあることから、移住の促進や若者・子育て世代の多様な働く場の創出に向けて支援制度を創設しました。

■サテライトオフィス等家賃補助金

補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内に新たにオフィスを設置する市外の情報通信関連事業者（※）	・ オフィスの家賃	100万円/年（3年間） （補助率 1/2）

■サテライトオフィス等リフォーム補助金

補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内に新たにオフィスを設置する市外の情報通信関連事業者（※）	・ オフィスの購入費 ・ オフィスのリフォーム費 （改装及び改築に関する経費（設計費含む））	200万円 （補助率 2/3）

■サテライトオフィス等視察費用補助金

補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市内に新たにオフィスを設置する市外の情報通信関連事業者（※）	・ 宿泊費 ・ レンタカー使用料	・ 宿泊：5,000円/1泊 （2泊3日×3人、補助率 1/2） ・ レンタカー使用料：4,000円/24時間 （72時間まで、補助率 1/2）

■コワーキングスペース整備支援補助金

補助対象者	補助対象経費	補助限度額
コワーキングスペースを整備する市内外の民間事業者	・ 施設整備費、備品の購入費 ・ 事業促進費（セミナー等の開催費、広告宣伝費等）	200万円 （補助率 2/3）

※ 情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業、広告業（インターネット広告業に限る）

- ・ 上記業種のほか、各企業の情報通信に関する部門を有するものが設置するオフィスも可。
- ・ なお、起業・創業でオフィスを市内に設置する場合は、補助金交付申請時において、市外から転入して1年以内の者の起業・創業に限ります。（家賃補助金、リフォーム補助金が対象。）

記載内容以外にも要件等がございますので、詳細については下記までお問い合わせください。



上越市 産業観光交流部産業立地課 産業立地推進係

〒943-8601 上越市木田1-1-3 (☎025-526-5111 内線1747)



UIJターンに関する補助金は裏面をご覧ください。

U I J ターンに関する補助金の概要

若者・子育て世代のU I J ターンやそれに伴う暮らしを応援する制度として、次の補助制度を実施しています。

※記載内容以外にも要件等がありますので、詳細は事前にお問い合わせください。

上越市への移住を応援

■ 移住・就業支援金

補助対象者	補助額	上越市独自の加算（左記補助額に追加）
東京 23 区に在住又は通勤していた方で上越市へ転入し就業した方	・ 2 人以上の世帯：100 万円 ・ 単身世帯：60 万円	・ 若者（18 歳以上 40 歳未満）加算：一律 10 万円 ・ 子育て加算：18 歳未満※の子の人数 × 10 万円 ※18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで

賃貸住宅の家賃を応援

■ 就労促進家賃補助金、移住定住応援家賃補助金

補助対象者	補助限度額
転入から 1 年以内に就職した方	・ 主たる事業所が上越市内にある中小企業等へ就職した方：1 万円/月（医療、福祉、建設業の分野の企業等へ就職した方：2 万円/月） ・ 上記以外で、転入後 1 年以内に就職した 50 歳未満の方：1 万円/月
転入から 1 年以内に市内に主たる事務所を設けた 50 歳未満の個人事業主等	・ 2 万円/月

※補助期間は、いずれも 1 年間

住宅の新築や建売・中古住宅の購入、リフォームを応援

■ 移住定住応援住宅取得費補助金

補助対象者	補助額
・ 転入から 3 年以内に住宅を取得する方 ・ 住宅取得後 1 年以内に転入する方	・ 新築、建売住宅の購入：40 万円 ・ 中古住宅の購入：20 万円 《加算額》 子育て世帯及び中山間地域へ移住された方：各 10 万円を加算

■ 空き家定住促進利活用補助金

補助対象者	補助対象経費	補助限度額
市外からの転入に伴い購入した空き家をリフォームする方	工事費が 20 万円以上の工事（住宅の増改築等、外壁工事、トイレ設備工事等）	50 万円（補助率 1/3） 《加算額》 ・ 県外からの移住者、子育て世帯、誘導重点区域への移住者：各 10 万円を加算 ・ 誘導重点区域で下水道への接続工事を行う方：上限 30 万円（補助率 1/3）を加算

事業の詳細や他の支援制度については、下記にお問い合わせください。



上越市ふるさと暮らし支援センター（上越市 自治・地域振興課内）

〒943-8601 上越市木田1-1-3 (☎025-526-5111 内線1488)



サテライトオフィス等に関する補助金は裏面をご覧ください。